

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 17 | 母子保健に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、母子保健に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 母子保健に関する事務 |
| ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、妊産婦及び乳幼児の健康診査、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の運営を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○低体重児の届出の受理 ○妊産婦及び乳幼児の健康診査結果の入力 |
| ③システムの名称 | 保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル (3)妊産婦・乳幼児健診ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の49の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第40条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号, 同条第3項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の56の2の項及び69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第8号及び第38条の3 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 松山市こども家庭部すくすく支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6866) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 松山市こども家庭部すくすく支援課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-911-1852) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年8月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年8月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|--|--|------|--------------|
| 平成28年8月26日 | I 1 ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○指導結果の入力 ○新生児、妊産婦、未熟児等の訪問指導の管理 ○健康診査の受診結果の入力 ○低体重児の届出の受理 ○各種集計・統計 | 母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○低体重児の届出の受理 | 事後 | 利用事務の変更に伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | I 2 特定個人情報ファイル名 | (1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル | (1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳児情報ファイル | 事後 | 利用事務の変更に伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | I 3 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の49の項 | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の49の項 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号, 同条第3項 | 事後 | 条例制定 |
| 平成28年8月26日 | I 7 請求先 | 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市総務部行政情報課 | 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市総務部文書法制課 | 事後 | 課名変更に伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | II 1 評価対象の事務の対象人数は何人が | 1万人以上10万人未満 | 1,000人以上1万人未満 | 事後 | 利用事務の変更に伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | II 1 いつの時点の計数か | 平成27年3月4日 時点 | 平成28年7月21日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年8月26日 | II 2 いつの時点の計数か | 平成27年3月4日 時点 | 平成28年7月21日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年5月22日 | I 5 ②所属長 | 課長 井出 修敏 | 課長 伊賀上 幸徳 | 事後 | 人事異動に伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------|--|---|------|------------------------------|
| 平成29年5月22日 | I 1 ③システムの名称 | 保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー | 保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 | 事前 | サービス検索・電子申請機能の利用開始に伴う修正 |
| 平成29年5月22日 | I 3 法令上の根拠 | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の49の項 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号, 同条第3項 | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の49の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第40条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号, 同条第3項 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年5月22日 | II 1 いつの時点の計数か | 平成28年7月21日 時点 | 平成29年5月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年5月22日 | II 2 いつの時点の計数か | 平成28年7月21日 時点 | 平成29年5月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年1月31日 | II 1 いつの時点の計数か | 平成29年5月1日 時点 | 平成30年5月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年1月31日 | II 2 いつの時点の計数か | 平成29年5月1日 時点 | 平成30年5月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年12月18日 | I 1 ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○低体重児の届出の受理 | 母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、妊婦及び乳幼児の健康診査、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の運営を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○低体重児の届出の受理 ○妊婦及び乳幼児の健康診査結果の入力 | 事前 | 令和2年6月の妊婦及び乳幼児健診の情報連携開始に伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|---|--|------|------------------------------|
| 令和1年12月18日 | I 4 ②法令上の根拠 | <p>【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び第22条第1項並びに別表第二の56の2の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第7号</p> | <p>【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号、別表第二の56の2の項及び69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第8号及び第38条の3</p> <p>【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号、別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3</p> | 事前 | 令和2年6月の妊婦及び乳幼児健診の情報連携開始に伴う修正 |
| 令和1年12月18日 | II 1 評価対象の事務の対象人数は几人か | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年12月18日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成30年5月1日 時点 | 令和元年7月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年1月29日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和1年7月1日 時点 | 令和2年7月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年1月29日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成30年5月1日 時点 | 令和2年7月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------|---|---|------|---------------|
| 令和3年11月11日 | I 4 ②法令上の根拠 | 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号、別表第二の56の2の項及び69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第8号及び第38条の3 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号、別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3 | 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の56の2の項及び69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第8号及び第38条の3 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3 | 事後 | 番号利用法の改定に伴う修正 |
| 令和3年11月11日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和2年7月31日 時点 | 令和3年7月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年11月11日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和2年7月31日 時点 | 令和3年7月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年11月11日 | 表紙 特記事項 | 操作カード(職員証)やパスワード | 2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証)) | 事後 | 認証方式の変更に伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和3年7月31日 時点 | 令和4年7月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年11月11日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和3年7月31日 時点 | 令和4年7月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| R5.11.13 | I 1 ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、妊婦及び乳幼児の健康診査、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の運営を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○低体重児の届出の受理 ○妊婦及び乳幼児の健康診査結果の入力 | 母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、妊産婦及び乳幼児の健康診査、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の運営を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○低体重児の届出の受理 ○妊産婦及び乳幼児の健康診査結果の入力 | 事後 | 事業拡充による修正 |
| R5.11.13 | I 2 特定個人情報ファイル名 | (1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル (3)妊婦・乳幼児健診ファイル | (1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル (3)妊産婦・乳幼児健診ファイル | 事後 | 事業拡充による修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|------------------|--|--|------|-----------|
| R5.11.13 | I 5 ①部署 | 松山市保健福祉部健康づくり推進課 | 松山市子ども家庭部すくすく支援課 | 事後 | 組織改正による修正 |
| R5.11.13 | I 8 連絡先 | 松山市保健福祉部健康づくり推進課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7 | 松山市子ども家庭部すくすく支援課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7 | 事後 | 組織改正による修正 |
| R5.11.13 | II 1 いつ時点の計数か | 令和4年7月31日 時点 | 令和5年8月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| R5.11.13 | II 2 いつ時点の計数か | 令和4年7月31日 時点 | 令和5年8月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |